

防防調第 4998号
22. 4. 16
改正 防防調第10509号
23. 8. 31
防防調第18400号
26. 12. 10
防官文(防)第2号
27. 10. 1
防防調(事)第74号
29. 3. 27
防防調(事)第128号
31. 4. 1
防防調(事)第185号
令和2年 3月31日
防防調第4084号
令和3年 3月17日
防防調第4279号
令和4年 3月13日
防防調(事)第254号
令和5年 6月30日
防防調(事)第131号
令和6年 3月29日

大臣官房長
各局長
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
地方防衛局長

防 衛 大 臣

特別検査の実施について（通達）

標記について、別添のとおり定め、平成22年4月16日から施行することとしたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏なきよう期せられたい。

添付書類：特別検査の実施について

特別検査の実施について

第1 趣旨

この通達は、情報流出事案の根絶を図るため、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）第48条、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特定秘訓令」という。）第31条及び特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防秘訓令」という。）第47条、並びに防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第50条、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘庁訓令」という。）第31条及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第46条に規定する検査以外に、所持品検査等の特別検査（以下「特別検査」という。）を導入し、検査態勢等を強化するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 官房長等 省秘訓令第2条第2項及び特別防秘訓令第2条第1項に規定する官房長等、並びに秘庁訓令第2条第2項及び特別防秘庁訓令第2条第1項に規定する装備政策部長等をいう。
- (2) 特定秘密管理者 特定秘訓令第3条第1項及び特定秘庁訓令第3条第1項に規定する特定秘密管理者をいう。
- (3) 管理者 省秘訓令第2条第3項第1号及び特別防秘訓令第2条第3項第1号並びに秘庁訓令第2条第3項第1号及び特別防秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。
- (4) 特定秘密管理者補 特定秘訓令第5条第1項及び特定秘庁訓令第5条第1項に規定する特定秘密管理者補をいう。
- (5) 施設等機関等 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部（統合幕僚学校を含む。以下同じ。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (6) 部隊等 陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）、航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）並びに共同の部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれた部隊をいう。以下同じ。）をいう。
- (7) 秘密等 省秘訓令第2条第1項に規定する秘密、秘庁訓令第16条第1項又は第7項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する

- 法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密並びに日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
- (8) 部隊等情報保証責任者 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第8条第1項に規定する部隊等情報保証責任者をいう。

第3 官房長等又は特定秘密管理者による特別検査の実施

官房長等又は特定秘密管理者は、次に掲げるところにより、特別検査を実施するものとする。

1 所持品検査

可搬記憶媒体等の不正な持込み及び持出しを防止するため、官房長等又は特定秘密管理者は、施設等機関等においては管理者又は特定秘密管理者補が置かれる当該施設等機関等の部課室ごとに、部隊等においては管理者又は特定秘密管理者補が置かれる当該部隊等ごとに、秘密等を取り扱う立入禁止場所又は秘密等を取り扱う執務室等（以下「執務室等」という。）への職員の出入りの際の抜き打ちの所持品検査及び執務室等において勤務中の職員に対する抜き打ちの所持品検査を、それぞれ毎月1回以上実施すること。

2 パソコン内のデータ検査

秘密電子計算機情報（省秘訓令第14条第1項及び秘庁訓令第14条第1項に規定する秘密電子計算機情報をいう。）、特定秘密電磁的記録（特定秘訓令第2条第4号及び特定秘庁訓令第2条第4号に規定する特定秘密電磁的記録をいう。）及び特別防衛秘密電子計算機情報（特別防秘訓令第13条第1項及び特別防秘庁訓令第12条第1項に規定する特別防衛秘密電子計算機情報をいう。）の不適切な保存を防止するため、官房長等又は特定秘密管理者は、施設等機関等においては管理者又は特定秘密管理者補が置かれる当該施設等機関等の部課室ごとに、部隊等においては管理者又は特定秘密管理者補が置かれる当該部隊等ごとに、秘密等の取扱いを許されていないパソコンのハードディスクに保存されているデータの抜き打ち検査を、それぞれ毎月1回以上実施すること。

3 特別検査の実施の委任

前2項の検査は、官房長等が指定する管理者又は特定秘密管理者が指定する特定秘密管理者補に行わせることができる。

第4 特別検査チームによる特別検査の実施

1 官房長等又は特定秘密管理者と共同して行う特別検査

- (1) 官房長等又は特定秘密管理者による特別検査の実施に際し、第三者的観点を確認し、及び専門的な知見を活用することにより特別検査の実効性を高め、もって情報流出事案の発生を未然に防止するため、防衛政策局長及び整備計画局長は、協議の上、防衛政策局調査課情報保全企画室長（次号及び第3号において単に「情報保全企画室長」という。）又は整備計画局サイバー整備課長の指名する者をチーム長とする特別検査チームを設け、当該特別検

- 査を実施する者と共同して特別検査を実施させることができる。
- (2) 前号の協議に基づき、情報保全企画室長を特別検査チーム長とするときは防衛政策局長が、整備計画局サイバー整備課長の指名する者を特別検査チーム長とするときは整備計画局長が、官房長等又は特定秘密管理者の部下職員のうちから特別検査チーム員をそれぞれ指名するものとし、当該官房長等又は特定秘密管理者は、特別検査チームの編成に協力しなければならない。
- (3) 第1号の場合において、情報保全企画室長を特別検査チーム長とするときは防衛政策局長が、整備計画局サイバー整備課長の指名する者を特別検査チーム長とするときは整備計画局長が、あらかじめ、官房長等又は特定秘密管理者に対し、特別検査チームによる特別検査の実施を通知するとともに、特別検査チーム長に当該特別検査の実施日時等の調整を行わせるものとする。
- (4) 前号の通知を受けた官房長等又は特定秘密管理者は、特別検査の実施日時等の調整を行わせるための職員について、当該通知を行った防衛政策局長又は整備計画局長と協議の上、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表右欄に掲げる者を基本として指定するものとする。この場合において、官房長等又は特定秘密管理者は、当該特別検査の実効性を高めることに留意し、当該職員の指定を必要最小限度にとどめるものとする。

組 織	関係職員
防衛省本省の内部部局	官房文書課長又は各局の庶務担当課長
防衛大学校	総務部総務課長又は総合情報図書館事務長
防衛医科大学校	事務局総務部総務課長
防衛研究所	企画部総務課長
統合幕僚監部	総務部総務課長若しくは指揮通信システム部指揮通信システム運用課長又は統合幕僚学校総務課長
陸上幕僚監部	指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長又は情報課長
海上幕僚監部	指揮通信情報部指揮通信課長又は情報課長

航空幕僚監部	運用支援・情報部情報課長
陸上自衛隊の部隊及び機関	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長又は情報課長並びに陸上幕僚長が指定する陸上自衛隊の部隊及び機関における管理者、特定秘密管理者補又は部隊等情報保証責任者
海上自衛隊の部隊及び機関	海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長又は情報課長並びに海上幕僚長が指定する海上自衛隊の部隊及び機関における管理者、特定秘密管理者補又は部隊等情報保証責任者
航空自衛隊の部隊及び機関	航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長並びに航空幕僚長が指定する航空自衛隊の部隊及び機関における管理者、特定秘密管理者補又は部隊等情報保証責任者
共同の部隊	自衛隊情報保全隊については、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長又は情報課長並びに陸上幕僚長が指定する自衛隊情報保全隊における管理者、特定秘密管理者補又は部隊等情報保証責任者 自衛隊サイバー防衛隊については、統合幕僚監部総務部総務課長又は指揮通信システム部指揮通信システム運用課長並びに統合幕僚長が指定する自衛隊サイバー防衛隊における管理者、特定秘密管理者補又は部隊等情報保証責任者
情報本部	計画部情報通信課長又は情報保全課長

防衛監察本部	総務課長
地方防衛局	総務部総務課長
防衛装備庁	長官官房総務官又は装備政策 部装備保全管理課

(5) 防衛政策局長及び整備計画局長、官房長等又は特定秘密管理者、前号の規定に基づき指定された職員、特別検査チーム長並びに特別検査チーム員は、実施日時等特別検査に関する情報を漏らしてはならない。

2 独自に行う特別検査

前項の規定にかかわらず、秘密等が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合には、防衛政策局長及び整備計画局長は、協議の上、防衛大臣の承認を得て、第3第1項及び第2項に規定する特別検査を特別検査チームに独自に実施させることができる。この場合において、防衛政策局長及び整備計画局長、特別検査チーム長並びに特別検査チーム員は、当該特別検査に関する情報を漏らしてはならない。

3 特別検査チームに対する協力

前2項に掲げるもののほか、官房長等及び特定秘密管理者は、特別検査チームが実施する特別検査の円滑化を図るため、特別検査チームに協力しなければならない。